

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	内閣府
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税    法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税    事業税(外形)    不動産取得税    固定資産税    事業所税    その他(    )		
要望項目名	「地域活性化総合特区」(仮称)における特例措置		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)に定められた「地域活性化総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者を対象とした特例措置である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)に定められた「地域活性化総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者として当該地方公共団体の長の認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設する。</p> <p>所得税について当該措置が認められた場合、個人住民税(所得割)及び個人事業税について同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	—		
減収見込額	100億円前後 ※国際戦略総合特区との合算		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>総合特区に係る地域戦略の実現を図るためには、当該戦略に志のある資金を結集する必要がある。また、地域資源を最大限活用するために必要な公益的な事業を推進する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	2—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進
	政策の達成目標	「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上・・・が期待される」と定められている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2020年まで
	同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「地域活性化総合特区」（仮称）を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進費」（仮称）として、約800億円を要求。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」（仮称）に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や、地域資源を最大限活用するために必要な具体的事業は、事業者の知恵と工夫を活かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—